

世の中で話題になっているニュース等について知り、考えるためのヒントを得られるような資料情報をご紹介します。

外国人技能実習制度

最新の新聞記事から

「コロナ禍直撃、苦悩の実習生 見通し立たぬ来日、帰国できない人も」（朝日新聞 2020年6月2日）朝刊9面
 「帰れぬ技能実習生、2万人 コロナ禍、支援少なく困窮も」（朝日新聞 2020年8月3日）朝刊1面
 新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人技能実習生の来日・出国ができず、大きな影響が出ており、
 いまだに母国へ帰国できない人もいます。

開発途上国への技能等の移転を目的として平成5年に創設した「外国人技能実習制度」。実習生の数は、年々増加し、農業・漁業・製造業・建設業など様々な分野で実習生抜きには労働力の確保が困難とも言われています。しかし制度が広まる一方で、多くの問題点も指摘されています。千葉県は外国人技能実習生数が国内で第3位（2019年12月在留外国人統計による。）。もはや、私たちにとっても身近な存在と言えるのではないのでしょうか。

書名・記事名	出版情報等	
奴隷労働 ベトナム人技能実習生の実態	巢内尚子著 花伝社 2019 中央：36689/25	
ベトナムでは技能実習等の海外移住労働に出るために仲介会社に多額の前金を払っている。「日本の高い技術」への憧れと、来日して直面する過酷な労働と生活、借金漬けで逃げることもできない状況などを142人のベトナム人らへの聞き取り調査によって明らかにする。著者は、特に職場移転の自由がないことが、実習生の立場を弱めているとし、制度上の問題であるとする。		
ルポ技能実習生	澤田晃宏著 筑摩書房 2020 中央：36689/29	
日本への技能実習で300万円を貯め、ベトナムの郊外に24歳で一軒家を持つ。技能実習はアジアの若者にとっては、まさに一獲千金を掴むチャンスでもある。故郷に錦を飾った成功者も少なくない。来日後の失踪についても、必ずしも過酷な労働環境が原因であるだけでなく、逆に想定していたほど働けない（残業が少ない）ために失踪せざるを得ないなど、技能実習生に対する一方的な搾取とは異なる側面を明らかにする。		
日本の労働市場開放の現況と課題 農業における外国人技能実習生の重み	堀口健治編 筑波書房 2017 東部：36629/111	
課題が注目されることの多い外国人技能実習制度だが、本制度が果たす社会的な役割にも目を向ける必要がある。農業における実習生受入れの意義、送り出し国と受入れ国双方の事情など、多角的に論じる。なお、本書の基礎になった科学研究費の報告書「 農業の労働力調達と労働市場開放の論理 」はインターネットで閲覧することができる。		

外国人技能実習生法的支援マニュアル 今後の外国人受入れ制度と人権侵害の回復	外国人技能実習生問題弁護士連絡会編 明石書店 2018 中央：36629/197	
<p>弁護士団体が10年間の活動の中で関わってきた千葉県内で起きた事件を含む事例をとりあげ、裁判による具体的な救済・支援例を紹介する。また、後半は「技能実習生救済マニュアル」として、技能実習生から相談を受けた人が適切なアドバイスができるよう基本的な事項をQ&A形式でまとめる。</p>		
特集 介護現場における外国人介護職員との協働	『介護福祉』社会福祉振興・試験センター 2019年夏季号(114) 東部	
<p>平成29年の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行に合わせ、制度の対象職種に介護職種が追加された。厚生労働省の担当者からの制度についての解説、千葉に所在する管理団体、実際に技能実習生が働く受入れ施設、職能団体であり技能実習指導員講習を実施する日本介護福祉士会など様々な立場から、介護分野における技能実習生の受入れを考える。</p>		
OTIT 外国人技能実習機構	https://www.otit.go.jp/	
<p>「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づき設置された団体のホームページ。制度の解説のほか、管理団体や実習実施者への情報提供を行う。様々な省庁から出される関連情報を集めており、実務者にとってのポータルサイトとなる。また、実習生向けには、多言語での情報提供に加えて、相談窓口も開設する。</p>		
2020年人身取引報告書(日本に関する部分)	国務省人身取引監視対策部 https://jp.usembassy.gov/ja/trafficking-in-persons-report-2020-japan-ja/	
<p>アメリカ国務省が毎年公表している世界各国の人身売買に関する報告書。技能実習制度下での外国人労働者の強制労働が報告されたにもかかわらず、人身取引事案として認知していないことや、送り出し国における過剰な金銭徴収への対応を十分に実施していないことを問題視する。日本語訳は仮翻訳で正文は英文。技能実習制度については、同省による「国別人権報告書」でも指摘されている。</p>		
中国人技能実習生とホスト社会の接点 -石川県白山市と加賀市を事例に-	宋弘揚『地理科学』地理科学学会 2017年 72巻1号 p.19-33 https://doi.org/10.20630/chirikagaku.72.1_19	
<p>制度上3年間(2020年時点では最大5年間)しか在留できないとはいえ、居住する以上は迎え入れる地域コミュニティとの関わりは必ず生じる。中国人技能実習生が、どのように地域コミュニティとの関わりを構築しているかを石川県でのアンケートとヒアリングから明らかにする。</p>		
諸外国における外国人材受入制度 -非高度人材の受入- 資料シリーズNo.207	労働政策研究・研修機構 https://www.jil.go.jp/institute/siryoy/2018/207.html	
<p>厚生労働省の要請により機構が情報収集を行い、2018年に調査結果を取りまとめたもの。外国人材の受入れに長い歴史を持つヨーロッパ諸国(イギリス・ドイツ・フランス)、経済成長とともに人の移動が拡大するアジア諸国(韓国・台湾・シンガポール)、移民国家であるアメリカを事例に取り上げる。同機構の調査シリーズにはNo.157『企業における外国人技能実習生の受入れに関する調査』(2016)もある。</p>		